「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の進捗状況（令和7年度）

施策の基本的な方向	実施した主な施策（令和7年度実績）
基本目標Ⅰ　困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	
1　女性の人権を尊重する県民意識の醸成	・情報ライブラリーの運営 ・男女共同参画パネル貸出 ・ホームページ、SNSの充実 ・広報紙の発行（年3回）　各3,500部発行
	「女性に対する暴力をなくす運動（パープルライトアップなど）」の啓発活動を実施した。
	・DV防止フォーラムの開催　1回 ・デートDV防止講座の実施　6回 ・県政出前講座「知っていますか？デートDV」の実施　25回
	希望する方が妊娠・出産を実現できるよう、若いうちから妊娠・出産や自身の健康に関する正しい知識を持ち、自身の健康管理を意識する「プレコンセプションケア」の推進を図るため、健康教育（出前講座）を実施した。（50回）
	児童生徒の発達の段階に応じ、学習指導要領に基づく「性に関する指導」の充実を図る。 ・「性に関する指導」課題解決検討委員会の開催（3回開催） ・「性に関する指導」指導者研修会の開催（7年8月5日開催） ・「性に関する指導」授業研究会の開催 　入間市立高倉小学校（10月31日　参加者36人） 　熊谷市立熊谷東中学校（10月22日　参加者86人） 　三郷高等学校（11月17日　参加者20人） ・「生命（いのち）の安全教育」を関連づけた指導の研究、好事例の収集を行った。 ・ 収集した好事例はホームページに掲載し、実施方法の周知を図った。 ・「生命（いのち）の安全教育」の実施状況についての調査を行った。
	予期せぬ妊娠等の悩みを抱える者からの電話相談・メール相談に応じる「にんしんSOS埼玉」を開設し、関係機関と連携しながら相談業務を実施した。（相談件数：2,869件）
	国や県からの性暴力被害防止に関する通知・資料等を送付し、幼児児童生徒や教職員に対して周知・啓発を実施した。
	非行防止教室のテーマとして「自殺の未然防止、性非行・わいせつ等」に関するテーマを例示するなど、児童生徒への啓発活動を実施した。（公立小・中・義務教育・高等学校・特別支援学校（1，238校）において、年1回以上開催。）
	公立学校の校長・人権教育担当者、市町村教委担当者を対象とした人権教育研修会を実施した。（5回）
	私立学校の教職員を対象に、人権教育研修会を年9回実施した。 ※小・中・中等教育・高等・特別支援学校教職員対象：5回 幼稚園教職員対象：5回 専修・各種学校教職員対象：3回 （うち、2回は全校種対象で実施）
	教職員を対象としたDV防止学校教育関係者研修会を開催した（1回、参加者数73人）
	公立学校の校長・人権教育担当者、市町村教委担当者を対象とした人権教育研修会を実施した。（5回）
	・さいたま市との共催による性暴力防止セミナーの開催　1回
	新入学の大学生等に対し性犯罪被害防止にかかる防犯指導の実施　6校851名 企業に対し、女性職員の性犯罪被害防止にかかる防犯指導の実施　1社45名 （困難な問題を抱える女性の受講は未把握）
2　アウトリーチなどによる早期の把握	・リーフレット（67,000部）や相談案内カード（60,730部）を配布した ・各種メディア（県広報誌、HP、ラジオ、テレビ）、SNSなどを活用した広報啓発を実施した。
	ウェブチャット相談　週3回実施 相談件数1349件
	・インターネット相談（24時間受付）：206件

施策の基本的な方向	実施した主な施策（令和7年度実績）
2　アウトリーチなどによる早期の把握	SNS（LINE）相談「こころのサポート＠埼玉」の実施：毎日19時～23時
	困難女性等に対する声掛けや相談支援の実施や、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施した。 また、出張相談など困難女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行った。（民間団体補助1件）
	埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議を開催した。（2回）
3　支援のきっかけ作りのための居場所などの提供	一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された困難女性について、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を実施した。（民間団体補助1件）
	・グループ相談会の開催　2回 ・女性のためのセミナー＆グループ相談会の開催　6回 ・メタバース空間での交流会の実施　6回
4　相談支援の充実	・女性支援・配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催　2回 ・女性相談支援員連絡会議の開催　2回
	・女性支援・DV被害者支援担当者を対象とした研修会の開催　3回 ・女性支援・DV被害者支援担当者を対象とした各地域における研修会の開催　4回
	・県福祉事務所窓口等におけるひとり親家庭の相談及び支援を実施した。　（16,767件） ・県福祉事務所に母子・父子自立支援員を設置した。（計24名）
	・性犯罪等相談支援体制の維持（24時間365日相談受付等）　相談件数（2,293件） ・性犯罪等被害者支援施策の周知・広報　支援カード作成（145,000枚　県内中学・高校1年生への配布等）
	・外国人総合相談センター開催の研修へ参加し、関係機関と意見・情報の共有を行った。 ・外国人から相談を受けた際、必要に応じて、外国人総合相談センターの案内を行った。
	外国人総合相談センター埼玉が相談を受けた際に、男女共同参画推進センターを案内。電話での通訳が必要な場合は、国の通訳支援事業を紹介した。
	市町村担当会議において基本計画策定を働き掛けた。（1回）
	居所の不安定な妊婦に対して、緊急一時的に居所支援を行った。（利用件数：1人）
	市町村担当会議において女性相談支援員配置を働き掛けた。（1回）
5　一時保護の充実	・様々な問題を抱えた女性の緊急時の安全の確保及び一時保護を行うとともに、自立のための支援を行った。
	・一時保護をした女性及び同伴児童が適切に心理教育・心のケア等が受けられるよう体制整備を行った。 ・被害者同伴児童に対する面接の実施
	・一時保護をした女性の同伴児童が適切に保育・教育が受けられるよう体制整備を行った。 ・一時保護施設における専門スタッフ等による保育・学習の実施
	・福祉事務所（県及び市（政令市除く））が、緊急に母子を母子生活支援施設に入所させた場合に県が費用を支弁した。
	・外国人の支援対象者に対し通訳や翻訳機械等を活用した一時保護対応を実施した。
	・障害のある支援対象者に対する市町村、福祉事務所及び保健所と連携した円滑な障害者支援施設などへの入所支援を行った。
	市町村が実施する地域生活支援事業のうち、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業」（事業内容は以下のとおり。）に対し、その経費の一部を県が補助した。 ・体験利用等居室確保事業 ・専門的人材の確保・育成等 ・拠点コーディネート事業

施策の基本的な方向	実施した主な施策（令和7年度実績）
5　一時保護の充実	・県、保健所及び市町村ごとの協議の場の実施による、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進した。 県による協議の場を2回実施 全13保健所による協議の場を実施
	・高齢の支援対象者に対する市町村、福祉事務所と連携し、円滑な高齢者施設などへの入所支援を行った。
	・管内43福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査を実施した。 ・施設入所が必要な高齢者がいる世帯についても、保護の迅速な決定と適切な制度の運用について、問題点があれば助言指導を行った。
	・一時保護委託を実施する民間団体と情報共有や意見交換を行った。
	・一時保護委託に係る利便性向上への課題等について民間団体（一時保護委託先）と情報共有や意見交換を行った。
	・支援対象女性の同伴児童に対し、適切な支援を行った。
	・要保護児童対策地域協議会の調整機関である市町村児童相談窓口の中心を担っていく職員（キーパーソン）を養成する研修を開催し、この中で要保護児童対策地域協議会の運営について講義・演習を行った。受講者39名。
	・子育てに悩みを抱える保護者やこども本人からの相談に対して、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行うため、SNSを活用した、相談窓口を設置し対応を行った。R7年度相談件数：1,713件
6　医学的・心理学的な援助による被害回復支援	様々な問題を抱えた女性の緊急時の安全の確保及び一時保護を行うとともに、自立のための支援を行った。 ・医療機関への移送及び同行支援 ・心理ケア（フィードバック面接）
	・心理教育プログラムの実施（2コース）　参加者数10組
	・退所者に対し、退所後の地域に根差した生活に向け、退所者の状況に応じた関係機関との調整などを実施した。
7　日常生活の回復の支援	・支援対象の入所者に対し、個々の意向や状況に応じた自立のための支援を行った。
	・退所者に対し、退所後の地域に根差した生活に向け、退所者の状況に応じた関係機関との調整や生活物品の調達などの支援を実施した。
	・DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託した。（5件）
8　同伴児童などへの支援	・心理教育プログラムの実施（2コース）　参加者数10組【再掲】
	・心理的ケアを実施するための嘱託医師の配置及び治療的プログラム事業を実施した。
	・心理療法を必要とする児童等及び母子に、心理療法を実施し、自立を支援した。 ※必要な要件（職員の資格、対象者の心理療法の必要性等）を満たした場合に配置できる。
	・県保健所において、こどもとその家族に対して相談支援（延べ1,247件）を行った。
	支援対象女性の同伴児童に対し、適切に教育、心のケア等が受けられるよう体制整備を行った。 ・被害者同伴児童に対する面接を実施した。
	・支援対象女性の同伴児童に対して、被虐待児の場合が多いため、市町村との連携を行い、適切な支援を行った。
	・要保護児童対策地域協議会の調整機関である市町村児童相談窓口の中心を担っていく職員（キーパーソン）を養成する研修を開催し、この中で要保護児童対策地域協議会の運営について講義・演習を行った。受講者39名。【再掲】
	・子育てに悩みを抱える保護者やこども本人からの相談に対して、虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行うため、SNSを活用した、相談窓口を設置し対応を行った。R6年度相談件数：1,713件【再掲】
	・児童福祉法第24条第3項の規定により保育所等に入所する児童の利用の調整を行う場合には、母子家庭等の福祉が増進されるよう特別の配慮を行った。

施策の基本的な方向	実施した主な施策（令和7年度実績）
8　同伴児童などへの支援	支援対象女性の同伴児童が適切に教育が受けられるよう体制整備を行った。 ・一時保護施設における専門スタッフ等による保育・学習を実施した。
	・母子生活支援施設において、児童の養育支援に関する助言及び指導並びに関係機関との調整等の支援を行う職員を配置し、母子に対する支援をした。
	・支援対象女性の同伴児童の就学について、転宅先の学校情報など、情報提供を行った。
	・支援対象女性の同伴児童等に対し、市町村の母子保健、子ども福祉部門や教育部門と連携し、適切な支援を行った。
9　支援対象者に寄り添った自立支援	様々な問題を抱えた女性の緊急時の安全の確保及び一時保護を行うとともに、本人の希望を確認し、実現可能な自立のための支援を行った。 ・自立支援計画の策定
	・様々な問題を抱えた女性の緊急時の安全の確保及び一時保護を行うとともに、自立のための支援を行った。
	・様々な問題を抱えた女性の緊急時の安全の確保及び一時保護を行うとともに、心身の不調に対し、医療機関受診の同行を行った。
	支援対象女性の自立のための支援を行った。 ・心理ケア（フィードバック面接）
	・心理教育プログラムの実施（2コース）　参加者数10組【再掲】
	・退所者に対し、退所後の地域に根差した生活に向け、退所者の状況に応じた関係機関との調整などを実施した。
	・DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託した。（5件）【再掲】
	・県営住宅入居者の定期募集の抽選において、母子世帯やDV被害者等に対して優遇措置を適用した。 適用数1,075件
	・DV被害者の緊急避難的な住まいとして県営住宅を一時的に提供した。提供数2件
	支援対象女性の自立のための支援を行った。 ・転宅支援（アパート転宅、母子生活支援施設）
	・離職等により住居を失った方、失うおそれのある方等に対し一定期間家賃相当額を支給した。 （支給実績3件）
	・県福祉事務所及び市福祉事務所が、母子を母子生活支援施設に入所させた場合に必要な費用を支弁した。 ※母子生活施設に入所を依頼する必要がある場合に実施
	支援対象女性の自立のための支援を行った。 ・転宅支援（ステップハウス）
	・あんしん賃貸住まいサポート店における住宅確保要配慮者の年間契約数　1,420件
	退所後の就労等による自立を支援するため、心と体のケアと一歩を踏み出すための準備講座（仕事相談、就職支援）を実施した。 ・ウェルネスプログラム　8講座　計68回実施
	・埼玉しごとセンターにおいて、就職希望者に対する支援を実施した。（女性コーナーはR6で廃止）
	・女性キャリアセンターにおいて、働きたい女性に対しワンストップで就業支援を実施。 女性キャリアセンター就職確認者数：2,154人
	・高等技術専門校で求職者向けの職業訓練を実施した。人材育成数359人 ・民間教育訓練機関を活用し、求職者向けの職業訓練を実施した。人材育成数3,084人（R8年6月末暫定値）
	・ひとり親家庭等に法律相談やパソコン教室を実施した。（法律相談 19回実施、パソコン教室　4回開催）

施策の基本的な方向	実施した主な施策（令和7年度実績）
9　支援対象者に寄り添った自立支援	・管内43福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査を実施。【再掲】 ・DV被害により生活保護を受けているなど困難な問題を抱える女性の世帯についても、保護の迅速な決定と適切な制度の運用について、必要に応じて助言指導を行った。【再掲】
	・児童扶養手当の支給（定時払い6回・随時払い6回）
	・未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行った。（給付実績集計中）
	・こどもの医療費の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助した。 助成対象者数（R8.3月）：647,557人（母子家庭以外を含む）
	・ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を助成した市町村に対して、その事業費の一部を補助した。 助成対象者数（R8.3月）：79,406人（父子・養育者家庭等含む）
	・支援対象女性の自立に向け、経済的支援に関する情報提供を行った。
	・埼玉県社会福祉協議会が生活福祉資金の適正な貸付け及び債権管理を行うための費用を助成し、償還指導を通じた自立支援を行った。
	・ひとり親やその児童及び寡婦の経済的自立・福祉増進のため、必要な資金を貸し付けた。 母子　件数　1,310件　金額　853,191,777円 父子　件数　89件　金額　60,419,100円 寡婦　件数　17件　金額　11,086,600円
10　地域での生活再建を支えるアフターケアの推進	・退所者に対し、退所後の地域に根差した生活に向け、退所者の状況に応じた関係機関との調整などを実施した。
	・退所者に対し、退所後の地域に根差した生活に向け、場合によっては退所先地域に出向き退所者の状況に応じた関係機関との調整などを実施した。
	・退所者に対し、退所後の地域に根差した生活に向け、退所者の状況に応じた関係機関との調整などを実施した。
	・DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託した。（5件）【再掲】

施策の基本的な方向	実施した主な施策（令和7年度実績）
基本目標Ⅱ　困難な問題を抱える女性への支援体制の充実	
1　支援の中核機関の機能強化	・電話相談　月～水、金、土曜日　9:30～20:30、日曜日、祝・休日　9:30～17:00 ・インターネット相談　24時間受付 ・女性弁護士による法律相談　月2回 ・女性臨床心理士によるカウンセリング　月1回 ・女性のためのセミナー＆グループ相談会の開催　6回【再掲】 ・メタバース空間での個別相談・交流会の開催　12回（各6回ずつ）【一部再掲】 ・グループ相談会の開催　2回【再掲】 ・女性のための法律講座＆相談会の開催　1回
	・様々な問題を抱えた支援対象の入所者に対し、適切な相談・支援を行った。
	・女性支援・DV被害者支援担当者を対象とした研修会の開催　3回 【再掲】 ・女性支援・DV被害者支援担当者を対象とした各地域における研修会の開催　4回【再掲】 ・女性相談支援員連絡会議の開催　2回【再掲】
	・市町村担当会議において女性相談支援員配置を働き掛けた。（1回）【再掲】
2　民間団体との連携・協働の推進	・民間団体を構成団体とした埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議を開催した。（2回） ・民間団体交流会を開催した。（1回）
	・民間団体スタッフを講師とする、女性支援・DV被害者支援担当者を対象とした研修会の開催　1回【再掲】
	・DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託した。（5件）【再掲】
	・民間団体や県内で困難な問題を抱える女性への自立支援等を行うスタッフを育成するための講座（3回）及びインターンシップ（2回）を行った。
3　関係機関との連携体制の充実	・様々な問題を抱えた支援対象の入所者の実情に応じ、連携・情報共有を行った。
	・埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議を開催した。（2回）【再掲】
	・彩の国犯罪被害者支援ワンストップ支援センターの相談支援体制機能の維持　相談件数（6,159件）
	・性犯罪被害者等に対する相談、情報提供、費用支出等の継続的な支援を県及び民間団体と連携して実施
	・「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発活動（市町村、民間団体等）
	・性犯罪証拠採取キットの医療機関への配備　使用件数8件 ・性暴力被害者支援看護職の養成　養成者数6名 ・性犯罪被害者等への法律相談の公費負担　相談件数115件
	・埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議における支援調整会議を設置した。（2回）
	・埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議における支援調整会議設置を働き掛けた。
	・女性支援・DV被害者支援担当者を対象とした研修会の開催　3回【再掲】 ・女性支援・DV被害者支援担当者を対象とした各地域における研修会の開催　4回【再掲】
	・調査・照会（一斉調査）システムにて国からの通知、照会及び依頼を適宜対応した。